

二 ハカン・ペクチャニテス*

トルコにおける民事訴訟法改正の概略

本 間 学** (訳)

I 序

1927年10月4日に発効した旧トルコ民事訴訟法は、1925年のスイス・ノイエンブルク州民事訴訟法を翻訳することで、トルコに継受されたものである。ノイエンブルク州民事訴訟法継受の主たる理由は、トルコ民法がスイス法を継受したこと、1925年ノイエンブルク州民事訴訟法が当時最新のものであったこと、〔起草〕委員会委員の大多数がフランス語に堪能であった¹⁾ことに求められる。もっとも、このように、翻訳によってノイエンブルク州民事訴訟法の継受を成し遂げるにあたり、いくつかの規定については、フランス法、またドイツ法もそれ相応に考慮された。翌年、債務取立及び破産に関するスイス連邦法も、翻訳の方式で、ついにトルコ法に継受された。その結果、民事法の三つの基本法をみると、そこにはスイス法との重要な関連が生まれた²⁾。

旧トルコ民事訴訟法には、その成立以来、30回以上の改正がなされている。これらすべての改正の際に追求された目的は、時間のかかる手続の迅速化と、簡易でかつ低廉な手続を実現する点にあった。改正にあたっては、実務で十分なものは考

* ハカン・ペクチャニテス トルコ・ガラタサライ大学法学部教授

** ほんま・まなぶ 金沢大学大学院法務研究科准教授

1) G ザウアー・ハル (G. Sauer-Hall) 教授は、ローザンヌ条約に基づいて、1924年から1929年の間、イスタンブールに法律顧問として活動したが、彼はノイエンブルク出身であり、それゆえにノイエンブルクの訴訟法典の継受を推奨した (KURU BAKI, Das deutsche Zivilprozessrecht und seine Ausstrahlung auf andere Rechtsordnungen, Grundlagen- und Landesberichte anlässlich der Tagung der Wissenschaftlichen Vereinigung für Internationales Verfahrensrecht e. V. vom 11. bis 15. Oktober 1989 in Passau, Bielefeld 1991, S. 333 ff.)。

2) KURU BAKI, Zivilgerichtsbarkeit, Zwangsvollstreckung und Konkurs in europäischen Ländern, Teil II, Griechenland, Italien, Jugoslawien, Portugal, Spanien und Türkei, Stuttgart 1983, S. 359 ff.

えられていない、あるいは批判の強い規定や制度を改正する、という手法を、立法者は一般に採用した。

トルコ民事訴訟法が施行された後、抜本的な改正のための様々な草案が、きわめて短期間で作られた。その最初のものが1946年改正草案であるが、これは法律として結実しなかった。これに続いてさらに、1955年、1967年、1971年、1993年改正草案が作成されたが、これらいずれも法律としては結実しなかった。1993年以降は、民事訴訟法改正草案についての動きはなかった。

ここ数年の間に、トルコにおいては、国のあらゆる基本的な法律が徹底的に見直され、これを基礎として様々な草案が産み出された。2002年1月1日には、大きく改正された民法が施行された。2012年7月1日にも、債務及び商事法 (Obligationen- und Handelsgesetzbuicher) が施行された。さらに2001年には、UNCITRAL モデル法を基礎とした、国際仲裁法が成立した。一方で、内国仲裁に関する規定はこのときは改正されず、その結果、内国仲裁については、1927年トルコ民事訴訟法の仲裁規定がその後も適用されている。最後に、2004年に新しい裁判所構成法が成立し、同法をもとに控訴裁判所が設置された。これらすべての立法動向により、民事訴訟の領域においても、当時適用されていた民事訴訟法に代わる、新たな法案が必要となった。

新たな草案が用意された最大の理由は、公正な手続に関する権利をトルコにおいて実効的なものとする点に求められる。ヨーロッパ人権条約で保障された、この公正な手続を求める権利を効果的に保障するためには、手続法をそれにふさわしいものにしなければならない。なぜなら、公正な手続は、とりわけ、適切な期間内に手続が終了することを必要とするからである。適切な期間内に手続を終了させるためには、この目的と対立するトルコ民事訴訟法の規定を改正しなければならない。もっとも、これまでの改正もまた示しているように、民事訴訟法のみでは、手続の迅速化は実現しえない。裁判機関といったそのほかの問題も解決しなければ、用意された法案だけでは、訴訟遅延を防ぐことはできないだろう³⁾。

新草案についての作業は、2003年に始まった。2006年に、起草委員会は第一草案を提出した。この第一草案では、実務上問題のない法規定は、字句の上での修正がなされたに過ぎない。これに対して、問題のある規定については、大きく修正されたり、新たな規定が設けられたりしたため、旧法はあたかも全面改正の装いを呈した。その意味で、草案は一から新しい立法をしたものとはいえない。むしろ旧法の

3) PEKCANITEZ HAKAN, Hukuk Muhakemeleri Kanun Tasarısının Tanıtımı, Medeni Usul ve İcra İflas Hukukçuları Toplantısı, Ankara 2006, S. 3 vd.

改正による産物であり、旧法の精神はそのまま受け継がれている。

草案に関するパブリックコメントの後、そこで批判された事項が取り上げられ、それについて新たな修正がなされた。最終的に草案は、トルコ大国民会議に提出され、その後、法務委員会に付された⁴⁾。草案を準備中に、偶然のことながら、2011年1月1日に発効したスイス連邦民事訴訟法の準備もなされていた。その結果、スイス法との結びつきは、草案の起草作業の中でも継続した。以下では、スイス連邦民事訴訟法と草案の共通点についても言及する。トルコ新民事訴訟法は、2011年10月1日に発効した。

II 裁判所組織

トルコにおいて、民事事件につき第一審を管轄する裁判所は、区裁判所および地方裁判所である。これらの裁判所と並んで、商事裁判所、執行裁判所、労働裁判所、消費者裁判所、著作権裁判所、家庭裁判所および海商専門裁判所が設けられている。第一審裁判所は単独裁判官によって構成される。第一審裁判所の上位に、控訴裁判所が置かれている。現在、控訴裁判所は新しい広域地方裁判所 (Regionalgericht) によって構成されるが、まだ活動は開始していない。控訴裁判所で職務に従事する裁判官の養成および裁判所庁舎の建設は、控訴裁判所が始動する来年には間に合うように、行われている。控訴裁判所の裁判に対しては、アンカラにあるヤルギタイ (Yargıtay)、すなわち破棄院に不服申立てができる。控訴裁判所はその職務をまだ開始していないから、現在は第一審裁判所の裁判は直接、ヤルギタイで取消されている。年間約300万件にのぼる事件により、ヤルギタイの負担はかなり大きい。控訴裁判所の始動により、トルコは三審制となり、裁判制度への信頼は向上するが、このことはヤルギタイの負担の軽減にもつながるだろう⁵⁾。

III 裁判官

トルコでは、すべての裁判所における司法作用は、裁判官によってのみ行われる。それ故、たとえば労働裁判所には、裁判官ではない、労働者あるいは雇用者の

4) この点については、次のウェブページを参照せよ：http://www.tbmm.gov.tr/develop/owa/tasari_teklif_önerge_bilgileri?Kanunlar_sira_no=64272。

5) PEKCANITEZ HAKAN, İstinaf Mahkemeleri, Galatasaray Üniversitesi Hukuk Fakültesi Dergisi, 2006/1, S. 17 vd.

代表者は配置されていない。裁判官になるためには、法律学の学修を首尾よく終えたのち試験に合格し、その後2年間の実務修習を経なければならない。しかし司法省は、裁判官の不足を理由に、現在、修習期間を1年間に短縮している。現在、通常裁判所および行政裁判所で、約12000人の裁判官および検察官が活動している。トルコと人口がそれほど変わらないドイツと比較すると、裁判官および検察官の数はその半分である。

裁判官の独立と中立は、憲法によって保障されている。裁判官職への任命、異動、懲戒は、裁判官・検察官最高評議会の職責である。同評議会は、現在、15人の最高裁判所裁判官、司法大臣、司法事務次官によって構成されている。国民投票によって承認された憲法改正により、評議会に選出される裁判官は22名に増員された。しかし、司法大臣は、多くの批判が存在するにも拘らず、評議会議長としてなお構成員の一員にとどまっている。

旧民事訴訟法下では、当時の法状況によると、故意または重大な過失によって損害を生じさせた場合には、裁判官が法的責任を第一次的に負うとされていた（トルコ民事訴訟法573条以下）。国家の責任は二次的なものであった。これに対し新しい民事訴訟法は、憲法と調和するよう、国家の第一次責任を定めた。具体的な事件との関係で裁判官の中立を保障するために、除斥事由がある場合には裁判官は除斥され、また裁判官が回避をすることを定める規定を置いている。たとえば、裁判官の家族あるいは3親等内の親族が当事者である場合には、裁判官は手続に関与することができない。それにもかかわらず裁判官が手続に関与した場合には、当該判決はいずれにしても取り消される。これに対して、裁判官の中立性を疑わせる事情については、当事者が裁判官を忌避することができる。この場合、忌避事由は別の裁判官により審理、判断される。

IV 裁判所での代理

トルコにおいては、弁護士強制主義は採用されていない。誰でも自ら訴えを提起でき、訴訟を進行できる。草案では、一定の訴額以上は、弁護士強制主義を採用するとされていた。しかし法務委員会は、この規定を採用しなかった。もっとも、ある者がある手続で訴訟代理を望むならば、代理人はいずれにしても弁護士でなければならない。トルコにおいては、弁護士会の会員である者のみが、弁護士として訴訟代理権を行使することが許されている。トルコ領事館によって外国で公証された代理権は、トルコ裁判所においても、なんらの制限なく認められる。外国国家の機

関によって公証された代理権も、それを再度当該国のトルコ領事館が公証したならば、同様に認められる。

V 事物管轄および土地管轄

旧民事訴訟法においては、第一審裁判所である区裁判所および地方裁判所の事物管轄は、訴額によるものとされていた（トルコ民事訴訟法8条1項⁶⁾。いくつかの手続については、訴額に関わらず、区裁判所に事物管轄が認められていた。たとえば、住居所有権および賃貸借契約に基づく賃料請求権に関する訴訟、賃料額の確認あるいは賃貸借契約の解除の場合などがそうである。新民事訴訟法によれば、訴額は、裁判所の事物管轄にもはや影響を与えない。事物管轄は新民事訴訟法によって規定され、地方裁判所が第一審裁判所とされた（トルコ民事訴訟法2条）。トルコ民事訴訟法4条では、区裁判所の事物管轄があげられている。旧民事訴訟法においてすでにそうであったように、特別専門裁判所の事物管轄は、法に定められた訴えに限定され、事物管轄規定違反に対しては、手続中いつでも異議申し立てをすることができるとともに、これは裁判官による職権調査事項でもある（旧トルコ民事訴訟法7条2項、新トルコ民事訴訟法114条c、115条1項、3項）。

普通裁判籍は、通常、被告の住所地の裁判所にある（旧トルコ民事訴訟法9条、新トルコ民事訴訟法6条）。くわえて普通裁判籍の規律を補充する特別裁判籍が存在する。たとえば、不法行為を理由とする訴えは、不法行為地の裁判所でも提起できる（トルコ民事訴訟法21条）。旧民事訴訟法においては、合意管轄によって、当事者は土地管轄を有しない裁判所に管轄を生じさせることができた（トルコ民事訴訟法22条）。新民事訴訟法においては、商人および公法上の法人の間でのみ、合意管轄は認められる（新民事訴訟法17条）。この合意管轄については、特定の紛争についての個別の裁判所が土地管轄を有するものとして定めなければならない。旧民事訴訟法においては、専属的土地管轄は合意管轄の対象たり得なかったのに対して、新民事訴訟法によればこれは可能である。しかもトルコ法においては、専属的土地管轄に関する合意管轄は、涉外事件についてのみ可能である。被告が管轄のない裁判所での訴えの提起に、異議申立期間内に異議を述べなかった場合には、裁判官はこの管轄のない裁判所での訴えの提起を認めなければならない。したがって、

6) 法定の訴額限界額は、財務省によって調査されたインフレ率にあわせて、毎年引き上げられている。

裁判官は管轄が本来存在しないことを顧慮しない(旧トルコ民事訴訟法23条, 新トルコ民事訴訟法19条)。不動産関係訴訟(旧トルコ民事訴訟法13条, 新トルコ民事訴訟法12条), 相続財産分割訴訟(旧/新トルコ民事訴訟法11条), 保険契約関係訴訟(旧トルコ民事訴訟法19条, 新トルコ民事訴訟法15条)の場合にのみ, 裁判所は土地管轄に縛られる。したがって, 訴えはこれらの裁判所においてのみ提起できる。これらの訴えが管轄のない裁判所に提起された場合には, 事物管轄がない場合のように, いつでも管轄不存在の抗弁を提出することができるし, 裁判官はこれを職権で調査しなければならない(旧トルコ民事訴訟法23条, 新トルコ民事訴訟法19条)。

VI 送 達

送達は送達法によって定められ, トルコ民事訴訟法では定められていない。送達は郵便行政によって実施される。新民事訴訟法によれば, 一定の要件のもとに, E-Mail による送達も可能である。訴えはほぼすべての都市および市区において, E-Mail で提起することができ, また訴訟追行が可能である。旧法と比べ新しい点は, 新民事訴訟法が, 当事者, 証人および鑑定人をビデオ会議で取り調べることができるとし, また審理をこのような電子的方法で行うことができるとした点である(新トルコ民事訴訟法149条)。

VII 非 訟

トルコには非訟についての単行法は存在しない⁷⁾。非訟については, 様々な法律に様々な規定が散在していた。これに対し, 新民事訴訟法は, 新スイス民事訴訟法と同じように, 非訟について規定を置いている(新トルコ民事訴訟法382条-388条)。

旧トルコ民事訴訟法には, 地方裁判所での書面手続および区裁判所での簡易手続とともに, 労働裁判所およびその他の専門裁判所での口頭迅速手続を定めていた。しかし新民事訴訟法においては, 書面手続と簡易手続を定めるにすぎない。

7) KURU BAKI, Freiwillige Gerichtsbarkeit im türkischen Recht, Prof. Dr. Fadıl H. Sur' un Anısına Armağan, Ankara 1983, S. 401 ff.

VIII 手続原則

民事訴訟法の原則の一部は、旧民事訴訟法に定めが置かれていた。そのようなものとして、公開原則（トルコ民事訴訟法149条）、法的審問請求権（トルコ民事訴訟法73条）、提出主義（トルコ民事訴訟法72条）、処分権主義（トルコ民事訴訟法74条）、裁判官の釈明義務（Aufklärungspflicht;トルコ民事訴訟法74条）、最も迅速かつ低廉で簡易な方法による紛争解決の原則（トルコ民事訴訟法77条）がある。新民事訴訟法はさらに、スイス連邦民事訴訟法のように、信義誠実の原則および真実義務（トルコ民事訴訟法29条）をも内容としている。その他の原則は、旧法と比較すると、より明確に定められた（トルコ民事訴訟法24条－33条）。

IX 期 間

旧民事訴訟法における期間は、統一性を欠くものであった。3日あるいは5日、1週間、10日あるいは15日というように様々な期間が存在した。新民事訴訟法ではこれらの期間を日単位ではなく、原則として1週間あるいは2週間とした。これにより、これまでの期日に関する複雑な規律は解消された。同時に、当事者は期間を遵守することが可能となり、期間を徒過しないようになるとされている。

X 担 保

旧民事訴訟法において既にそうであったように、原告は、トルコに住所を有しない場合には、訴えを提起する際に担保を提供しなければならない（旧トルコ民事訴訟法96条、新トルコ民事訴訟法84条1項a）。原告が住所を有する国とトルコの間には、免除条約が存在する場合には、原告は担保を提供する必要はない（トルコ民事訴訟法97条2項）。トルコ民事訴訟法に規定された担保提供義務は、トルコ国籍を有する者についてのみ適用される。外国の自然人あるいは法人が原告である場合には、国際私法および国際民事訴訟法に関する法律を根拠に、訴訟費用、訴訟追行費用および相手方の損害を補償する担保の提供義務が生じる。しかしこの場合も、両国の間に相互の保証に関する条約が存在する場合には、免除される可能性がある。

XI 訴えの種類と特別手続の種類

訴えの種類については、旧民事訴訟法には規定がなかった。トルコ法において実務は、給付の訴え、確認の訴え、形成の訴えとともに、一部請求の訴え (Teiloder Hilfsklage) を認めてきた。しかし、実務上、金額の算定が困難な債権に関する訴え (unbeziffert Forderungsklage) を提起することはできなかった⁸⁾。それゆえ、新しい民事訴訟法は、まさにトルコと異なりこれを定めるスイスにならない、金額の算定が困難な債権に関する訴え (unbeziffert Forderungsklage) を定めた (新トルコ民事訴訟法107条)。同様のことは、スイス法のように新しい民事訴訟法に明文の規定が置かれた団体訴訟 (新トルコ民事訴訟法113条) についてもあてはまる。

法定の手続類型の場合、訴えは、訴状の提出によって提起される。旧民事訴訟法と同様に、訴状の記載内容は法によって定められている (旧トルコ民事訴訟法179条, 新トルコ民事訴訟法119条)。トルコ法において訴状の具体化は極めて重要である。なぜならトルコ民事訴訟法においては極めて厳格な集中審理原則が妥当するからである (旧トルコ民事訴訟法185条, 新トルコ民事訴訟法179条)。原告が訴状を裁判所に提出したならば、旧法によれば、原告は申立てを変更することも拡張することも、また新たな事実を提出することも許されなかった。同様に被告は、答弁書の送達後は、自らの申立てをもちや変更することも、拡張することもできず、新たな事実を提出することも許されなかった (トルコ民事訴訟法202条2項)。新民事訴訟法では、再抗弁あるいは再々抗弁において自己の申立てを変更あるいは拡張し、また新たな事実を訴訟に提出することができる。(証拠調べ) 手続中に、相手方当事者が明確に同意をした場合には、申立ての拡張あるいは変更をすることができる。相手方当事者が同意しなかった場合は、いずれにしても、トルコ民事訴訟法176条-183条に基づく訴えの変更が問題となるに過ぎない。これによれば、各当事者は、手続において一度、申立てを変更もしくは拡張できる。もっとも、変更をする当事者は、相手方当事者に、変更によってこの者に生じる損害を補償しなければならない (新トルコ民事訴訟法178条)。

8) PERCANITEZ HAKAN/ATALAY OGUZ/ÖZEKES MUHAMMET, Medeni Usul Hukuku, 9. Bası, Ankara 2010, S. 291.

XII 訴えの提起

新民事訴訟法によれば、被告は自己に向けられた訴えに対し、書面手続あるいは簡易手続において、2週間以内に答弁しなければならない（新トルコ民事訴訟法127条、同317条）。被告の申立てにより、裁判官はこの期間を延長することができる（新トルコ民事訴訟法127条、同317条）。

トルコ民事訴訟法においては、欠席判決制度は廃止された。これに代わり、適式に呼出しがなされ、相手方当事者がそれを望む場合には、裁判官は欠席当事者なしで手続を続行する。この場合、欠席当事者は、自らが出席しなかった際の訴訟行為に関わることはできない。しかしそのためには必ず、最初の呼出状において、当事者に以下の点が明確に示されていなければならない。すなわち、理由なく欠席した場合には手続が続行し、欠席時になされた訴訟行為に対して異議を述べる機会が与えられない点である（旧トルコ民事訴訟法409条、新トルコ民事訴訟法150条）。欠席した当事者が欠席理由を述べた場合には、裁判官は理由を審査し、それが合理的なものであれば訴訟を別期日に延期する。両当事者が適式に呼出しを受けたが、両者ともに期日に現れない場合、あるいは一方当事者は出席したが、相手方当事者が欠席した形での訴訟続行を望まない場合には、訴訟事務（Geschäftsmlauf）から書類（Akte）が外される。3ヶ月以内に新たに本案申立て（Klagebegehren）をしない場合には、訴えは提起しなかったものとみなされる。3ヶ月以内に新たに申し立てれば、その当事者は追加的な裁判費用を免れる。

代替的紛争解決方法は、トルコ法においては新たな事柄に属する。トルコ民事訴訟法草案は、これに関する規律をおいていない。というよりも、これとは別に、民事事件におけるメディエーションに関する法律が準備された。この民事事件におけるメディエーション法は、2013年6月13日に施行される。メディエーションあるいは裁判外紛争処理は、実務において利用されていない。たとえ現行の訴訟法に、それが適切である場合には、裁判官は両当事者に和解を促すべきであると定められているとしても、このような問題の立て方はまったく馴染みのないものであり、裁判官の負担過剰に鑑みると、まったく意味がない。

新しい民事訴訟法は、両当事者が書面を相互に交換した後、第一回口頭弁論期日において、争点整理（Vorprüfung）を予定している。この争点整理において裁判官はまず、いかなる点が両当事者間で争点となっており、またいかなる点が争点となっていないかを明らかにする。続いて裁判官は、可能な限り、当事者に和解勧誘

をする。その後、裁判官は当事者間の争点について準備手続を続行する（新トルコ民事訴訟法137条-142条）。このような争点整理段階はイタリアや日本のようにいくつかの国の新民事訴訟法で導入されており、ICCの仲裁においても仲裁付託の準備段階で同様のものが見られる。

口頭弁論の間に必要となった証人尋問、検証の実施、鑑定調査の費用については、支払期限が設定される。当該当事者が期間内にこれらの費用を支払わない場合には、再度の期限設定が不可避となるであろう。このことは訴訟遅延をもたらすので、新民事訴訟法によれば、原告は訴訟の開始までにこれに相当する金額を予納しなければならない。これにより、訴訟中に各行為ごとに費用の期限設定がなされることによる時間の浪費が回避される。

実務上は、任意的当事者変更（*gewillkürter Parteiwechsel*）は不可能であった。しかし、訴訟の対象を訴訟中に第三者が承継した場合には、第三者は従前の相手方当事者に対する訴訟を受継することができた。これに対して、訴えが本来当事者でないものに提起された場合には、被告としての事件適格（*Passivlegitimation*）を欠くことを理由に訴えは却下された。この場合、正しい当事者に訴えが新たに提起されなければならない、そのための費用が再び必要となる。仮に任意的当事者変更が実務において利用されていないとしても、学説は一般にこれに好意的であり、新民事訴訟法もこれを導入している（新トルコ民事訴訟法124条）。

XIII 証明と証拠調べ

トルコ訴訟法においては、訴額が2500トルコリラ（約1100ユーロ）を越える法律行為は、厳格な証明によって証明される（新トルコ民事訴訟法200条）。1927年ノイエンブルク民事訴訟法の翻訳に際し、フランス民法の証明規則が継受された。フランス民事訴訟は同様に、このような方向性を有した証明規則を有していた⁹⁾。一定の金額あるいは金銭的価値を超える法律行為は文書によって証明されねばならない、という原則は、新民事訴訟法において維持された。スペイン、フランス、イタ

9) 学説上、厳格な証明に関するこの規定は批判を受けている。すなわち、一部の見解は、これは時代にマッチしていない、あるいは時代遅れであるという（z.B. YILDIRIM KAMIL, *Tüzel Kişilik Perdesinin Aralanması*, İstanbul 2008, S. 124）。しかし、このような見解は、トルコ法においては少数説である。私見によれば、学問的な根拠のないものであり、また、厳格な証明の要請は時代遅れであるという主張であるとすれば、それは時宜を得た批判でもない。

リア、ギリシャといった地中海沿岸国の法制には、同様に文書による証明の原則が妥当する。この原則はおよそ150年前から妥当しており、実務においては、特に異論は出ていない。それゆえ、委員会委員の大勢は、文書による証明の維持を支持した（新トルコ民事訴訟法200条）。文書による証明が必要であるというルールには例外も存在する。一例として、例えば近親間での法的取引が問題となる場合には、証人尋問が可能である。文書によりその存在を通常確定できない法律行為も、例外のひとつである。意思の欠缺、暴利行為、あるいは予測し得ない事情により文書が滅失してしまった場合がこれにあたる（新トルコ民事訴訟法203条）。新民事訴訟法においては、文書による証明の例外がさらに認められている。たとえば、文書としての属性（Urkundeneigenschaft）が認められない一定の事情や一定の書面が存在する場合には、証人尋問が可能である（新トルコ民事訴訟法202条）。さらに文書との関係では、電子署名のある電子文書もこれと同様に扱われる（新トルコ民事訴訟法205条）。外国のトルコ領事館によって公証された文書は、公文書と同様に扱われる。同様に、外国国家の機関によって公証された文書も、これが当該国のトルコ領事館で公証された場合には、公文書として認められる。公的機関による公証がない文書は、私文書として扱われる。公文書と私文書とのあいだに証拠力の違いはない。しかし、公文書は、確定されるべき事実について相手方が立証するまでは、裁判所において証明手段として利用される。これに対して、私文書の偽造が主張された場合は、偽造の主張について決着がつくまでは証明手段として用いることはできない。

厳格な証明の手段は、文書、宣誓（新トルコ民事訴訟法225条-239条）、確定判決（新トルコ民事訴訟法303条）である。トルコ法においては、自白も一般的には厳格な証明に数えられる。厳格な証明の手段、特に、広く利用されている方法である文書による証明は、強行法ではないので、当事者は証拠契約を結ぶことができ、本来、書証が予定されている場合には、自由な証明によることを合意できる。違法収集証拠は証拠としての利用が許されないことは、現在は新民事訴訟法において明文で定められている（新トルコ民事訴訟法193条）。

鑑定人の利用は、トルコ法においては、最も不満の多い制度である。とりわけ民事裁判所においては、鑑定人は法律問題についても利用されることが稀ではない。このことは、裁判官自身が、負担過剰のために、法的な問題が提示されると、安易に鑑定人による証明を命じることに起因する。実務において広く利用されているが、旧民事訴訟法には定めなかった制度である。鑑定人の鑑定書の制度は、スイス連邦民事訴訟法と同じように、新民事訴訟法にも規定が置かれた（新トルコ民事

訴訟法293条)。このような方法により、両当事者のために鑑定書を作成した鑑定人は弁論に呼び出され、両当事者はこの鑑定人に質問をすることができる。

宣誓は、トルコ法においては厳格な証明の手段として認められている。宣誓証明は、訴訟において最後の手段として使われる（新トルコ民事訴訟法227条、228条）。証明責任を負う当事者が、自らの主張を証明できない場合には、この者は、相手方当事者に対して、最後の手段として宣誓を申し出ることができる。宣誓は、名誉に基づく神聖な価値を保証される（新トルコ民事訴訟法233条）。相手方当事者が宣誓を拒否した場合には、主張は証明されたものとされる。逆の場合には、訴えは証明責任を負う当事者に不利に裁判がなされる。旧民事訴訟法においては、自由な証明が可能である場合に、提出された自由な証明の手段によって裁判官が確信を抱くに至らなかったときは、自らの主張を完全に証明できなかった当事者に、裁判官は宣誓を提案できた（旧トルコ民事訴訟法355条）。この当事者が宣誓をした場合には、訴えはその者に有利に裁判された。そうでない場合には、この者は敗訴することとなった。このような方式は、「裁判官の提案による宣誓」と呼ばれた。新民事訴訟法においては、裁判官の提案による宣誓はもはや存在しない。

XIV 上 告

弁論準備の後、裁判官は当事者を弁論に呼び出し、これにより口頭による手続が始まる。その際、裁判官は当事者に説示をする（新トルコ民事訴訟法186条）。当事者はこの段階で、自らの立場から、弁論準備を評価し、自らの最終弁論を提示する。その後、裁判官は判決を下す。裁判官は、判決理由とともに判決を、出廷している当事者に言い渡すことができる。しかし実務上は、判決は口頭で言い渡され、判決理由は後日書面に記され、送達されるのが一般的である。1690トルコリラ（約735ユーロ）を超えない事件に関する判決は、すぐさま確定する（トルコ民事訴訟法427条2項）。訴額が1690トルコリラ以上の事件に関する判決に対しては、当事者は、法律上の破棄事由について、上告することができる。上告の審理（Revisionsprüfung）は、ヤルギタイ（Yargitay）で行われる。破棄院であるヤルギタイには、現在、23の民事部がある。各部は、5人の裁判官の合議体である。さらに、十分な数の調査裁判官（Untersuchungsrichter）が配置されている。このような部の中で管轄を有する部が、上告理由（Revisionsvorbringen）および相手方当事者のこれに対する反論を審査し、判決を確認するか、破棄する。ごくまれな場合には、修正を加えた形で裁判が確認されることがある。裁判の確認あるいは破棄に対し

ては、現行法によれば、再度、いわゆる裁判の更正（Entscheidungsberichtigung）を提起できる（トルコ民事訴訟法440条）。もっともこれは、訴訟対象の価値が10300トルコリラ（約4800ユーロ）を超える事件でなければならない。裁判の更正ができない場合には、判決は確認された判断について確定する。これに対して、裁判の更正が可能である場合には、当事者は15日以内にこの方途を利用しなければならない。裁判の更正の審理についての管轄は、その前に上告を審理した民事部にある。その意味では、裁判の更正は、実際には法的救済方法とはいえない。裁判の更正の申立てが認められなかった場合、上告に付されたヤルギタイの裁判は、確認判決に関する限りで、確定する。判決が、上告あるいは裁判の更正によって取り消された場合には、土地管轄を有する裁判所は、この裁判に従うか、以前の自らの裁判を維持するかのいずれかを選択できる。同裁判所がヤルギタイの裁判に従った場合、新たな審理がなされ、この裁判に従って裁判される。これに対し、従前の裁判を同裁判所が維持した場合には、当事者はこの裁判に対して新たに上告できる。この場合、上告の審理も裁判の更正の審理も大法廷で行われる。大法廷は、ヤルギタイのすべての民事部の裁判官で構成される。その裁判は、土地管轄を有する裁判所を拘束する。控訴裁判所が始動すれば、将来的には、第一審裁判所の裁判に対してはまず控訴がなされるだろう。その後初めて、ヤルギタイへの上告をすることができる。

XV 仮の権利保護

トルコ民事訴訟法389条1項によれば、まず、処分原因が存在しなければならぬ。現状を変更する場合には、権利の実現が著しく困難であること、権利の実現に対して大きな障害があること、あるいは通常の手続を踏むことによる時間の経過によって著しい損害が生じるおそれがあることが必要である。これら三つのいずれかが存在する限りで、処分原因が肯定されうる。仮の権利保護の保障は、トルコにおいては、民事裁判についての問題をはらんだ領域に属する。不当な仮処分により、補償しうが大きな損害が生じるケースが、実務上、見受けられる。また、必要な場合に仮の権利保護が保障されていないために、勝ち取った判決を実現できないこともしばしば生じている。仮処分と証拠保全（Beweisfeststellung）が、トルコ民事訴訟法においても、仮の権利保護の重要な二つの制度として定められている。旧民事訴訟法においては、訴え提起前に、最も簡易迅速に実現できる地を管轄する裁判所で、仮処分を申し立てることができた（旧トルコ民事訴訟法104条）。新民事訴訟

法によれば、本案手続の開始前に、本案手続を管轄する裁判所で申立てをすることができるが、本案手続係属後は、訴訟係属している裁判所でのみ可能である（新トルコ民事訴訟法309条1項）。裁判所は、仮処分を発令する前に、相手方当事者を審問することができる。もっとも緊急の場合には、仮処分は相手方当事者への告知なしに、発令することができる。仮処分を申し立てる当事者は、自らの請求権を疎明しなければならない。仮処分を発令する裁判所は、申立当事者の主張に誤りのある可能性がある場合には、裁量によって額を定めて担保の提供を命じることができる。トルコ法においては、仮処分によって、保全目的、規律目的、あるいは例外的な場合には給付目的も実現される。訴え提起前に仮処分が発令された場合、処分発令から2週間以内に、本案の訴えを提起しなければならない。さもなければ、仮処分は自動的に失効する（旧トルコ民事訴訟法109条、新トルコ民事訴訟法497条1項）。仮処分が相手方当事者の在廷なくして発令された場合、相手方当事者は本案訴訟の終了までは異議申立てできる。この異議申立ては、トルコ民事訴訟法394条2項によれば、1週間以内に判断されねばならない。くわえて相手方当事者は、処分発令後に事情が変更した場合には、仮処分の取消しあるいは変更を求めることができる（旧トルコ民事訴訟法108条、新トルコ民事訴訟法396条）。さらに、仮処分を発令された相手方当事者が相応の担保を提供した場合には、仮処分の一部または全部を取り消すことができる。

旧民事訴訟法においては、仮処分に対する救済手段はなかった。要件を充足しない場合には、裁判官は仮の権利保護の申立てを認めない。この場合について、391条3項によれば、このような裁判官の裁判に対して法的救済を求める途が、トルコ新民事訴訟法には存在する。

要件を充足する場合には、裁判官は申立てを認容する。もっともこの場合、異議のある相手方は、新トルコ民事訴訟法では、394条によると、この裁判に対して不服申立てができる。

申立てを認容する決定は、トルコ民事訴訟法391条による。これによれば、決定では以下の内容が示されねばならない。決定は、当事者およびその代理人の主張を内容とするとともに、現に存在した処分理由と、疎明の手段を挙げ、付与された権利保護の種類、すなわち仮差押えかあるいは仮処分かを示し、必要がある場合には、提供されるべき担保の額を明らかにしなければならない。

訴え提起後は、本案を審理する裁判所でのみ、仮処分の申立てをなすことができる。証拠保全は、訴え提起前あるいは証拠調べ前に、証拠の滅失のおそれがある場合、あるいは証拠の提出が困難となる場合、証拠申出が不可能となる場合に申し立

てることのできる仮の保護手段である。証拠保全は、証拠を最も迅速な方法で、最も低廉に保全できる裁判所に申し立てることができる。証拠が上述のように保全された場合には、当事者はその後の手続で、自らの主張および否認（Bestreitung）の場合の証明に、保全された証拠を使うことができる。

損害賠償請求訴訟の方法が、仮処分が不当な方法でなされた場合に用意されている。この損害賠償請求訴訟は、トルコ民事訴訟法392条に定められている。その要件は、不法行為のそれと重なり合うが、この場合はトルコ民事訴訟法392条の無過失責任に基づき、この規定がなければ必然的に不法行為について要求される過失は要件とならない。さらに、損害と、不当に発令された仮処分との間の因果関係が必要である。

XVI 仲 裁

仲裁は、1896年にすでにトルコに導入されていたにもかかわらず、今日までごくわずかな意味を獲得したにすぎなかった。仲裁裁判所システムを広く活用し、仲裁裁判所文化を中心に据えて発展させるためには、まずもって、内国仲裁に関する手続法規および実体法規を、仲裁手続の今日的なあり方と一致させなければならない。民事訴訟法第11章に定められていた仲裁裁判所の規定を土台として、国際仲裁法がつくられた。この法律は、いくつかの例外は存在するが、1985年のUNCITRALモデル法に即応したものである。もっとも、モデル法を受容する際に、いくつかの規律領域は規定がおかれず、またいくつかのテーマはモデル法とは異なる規定が選択された。新民事訴訟法では、仲裁裁判所の規定は国際仲裁法のそれとほぼ同じものにされた。このようにして、内国仲裁と国際仲裁とで相互に異なる規律となることを回避している。